

JPCOAR オープンアクセス推進タスクフォース
「機関リポジトリの次の一手を考える」シリーズ勉強会第11回 (R7.3.4)
『おさらいCC:機関リポジトリで収集しているコンテンツは今のままでよいのか?』
の、さらにおさらい

誰でも自由に書き込みください。前の人と別の意見もOK。

リポジトリコンテンツの種類	具体例	著作権者 (ライセンスをコントロールできる主体)	CC-XX等の自由なライセンスをつけることにより期待される効果、あるいは懸念点ほかなんでも気づいたこと、思うこと	ToDo
学術雑誌発表論文のセルフアーカイブ (リポジトリは二次公開先)	(以下の場合分けに拠らない共通課題とか総論)		<ul style="list-style-type: none"> ● ライセンスを付与することにより期待される効果として、全世界的なライセンスのために非日本語話者でも利用しやすいことが挙げられると考えています。現在のGoogle Scholarも全世界単位の論文検索サービスですし、今後、論文検索サービスのベンダ側がAI論文を学習させ、利用者に翻訳してサジェストするといった新サービスを開発することを想像しています。その際、コンテンツに対するライセンスの有無は利用しやすさに関わるのではないのでしょうか。 ● ちょっと根本的な論点になろうかと思うのですが、世界中の学術雑誌の論文内容が単一の知識ベースに集約統合され、人類の科学知識の殿堂となる未来を目標とすれば、そこには出版者が管理するVoRが網羅的・組織的に投入されるのが良く、散在してるセルフアーカイブ物件個々の機械可読化・libreOA化はたいへん非効率に思います。非効率というか、VoRの集約統合によって簡単に乗り越えられる。については、われわれとしてlibreOA化に注力すべきなのは、リポジトリが一次公 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「一度付与するとその後撤回することができない」「クリエイティブ・コモンズは調停機関ではないため、もしライセンス違反を確認した場合にも解決するのは著作権者」といったライセンスを付与することで生じるマイナスな特性についても寄託者に通知することは必要であると思います。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 何かネガティブなこと起きた時に「こんなことは聞いていなかった」と後から言われたいためにも、マイナス面の通知は重要だと思います。

		<p>開先である次項以降のもの（紀要～）のほうが優先度高いのではないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先度が高いのは、出版社での出版時にどのライセンスを選ぶのかを研究者にしっかり意識してもらうこと ● どんな意見でもということで、与太話を。著作権の起源は、遡ればグーテンベルクの活版印刷に行き着くかと思えます。それ以前の写本文化の時代には、著作権どころか著者さえ存在しなかったという人もいます。 <p>「中世には（中略）今日われわれが持っているような意味での「著者」というものは存在しなかった（中略）われわれ現代人が著者に対して抱いている観念、すなわち自分の書きものを印刷に付することに成功し、偉人への道を歩みはじめている人、といった魅力的で輝かしい著者像はごく近代になってからの付加物であると思われる。」（E・P・ゴールドシュミット『中世のテキストおよびその最初の印刷』（『グーテンベルクの銀河系』から孫引き））</p> <p>あるいはこうも言っています。</p> <p>「中世の学者たちが自分たちの研究している著者たちが一体何者であるかという点について無関心であったことは、疑う余地がなさそうだ。他方、著者の方でも、他の著作からの借用をわざわざ「引用」の形で示したり、どこから引いたかを明らかにする手数を必ずしも踏まなかった。」（同上）</p> <p>私たちが九九表の作者が誰なのか気にしないのと似たような感覚で、中世の人間は作品の著者を気にしなかったようです。</p> <p>「著者」がグーテンベルク時代（印刷本時代）に生まれその時代特有のものだとすれば（普遍的なものではないとすれば）、ポスト・グーテンベルクに移行しつつある今、「著者」に対するわれわれの感覚にも変化が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● CCライセンスのメリット・デメリット、各ライセンスの内容を解説して先生方に選択しやすくなるようなチェックシート的なリーフレットを作成できるとよさそうですね。
--	--	---	--

		<p>生じつつあるように思います。生成AIで文章を手直ししてもらったとき、その著者は私なのかそうではないのか不安になってしまいます。</p> <p>CCも、そのような時代の大きな流れ（印刷本の衰退＝著者性の衰退）の中の一つの現象であるように思います。</p> <p>われわれの関心の重心が論文よりもデータの方に移っているのも、同根の現象なのかもしれません。</p> <p>著者はいずれいなくなるのでしょうか。この問いはSF的ですが非常に刺激的だと思います。それがユートピアなのかディストピアなのかわかりませんが。</p>	
ある学術誌に発表された研究論文で、CC-XX等がついてないケース	通常は出版社	<ul style="list-style-type: none"> ● 仮に原著者が望んだとしても、リポジトリ管理者が勝手にCCつけることは難しいんじゃないかなー ● 校正前に権利保持戦略等の方策を原著者が取らない限り、CCライセンスの付与は困難であると思われます。また、権利保持戦略を取ることによってアクセプト採択に影響がある場合、権利保持戦略を勧めることが研究者の不利益に繋がることはやや懸念されるところがあると感じます。 ● Elsevier, Taylor & Francis, IOP Science等の著作権ポリシーではライセンスのない学術論文の著者最終稿をリポジトリに登録する際にCC BY-NC-NDを付与するように案内がされています。逆にCCライセンスによって利用制限があることを明示するケースも今後増えることが想定され、このような場合にもリポジトリ担当者は寄託者にライセンスの概要を説明をする必要があると思われます。 ● 出版社と同じCCをつけるのを、いちいち調べて記載するの面倒。出版社版の方にCCあるならそれでよくない？ 	

			<ul style="list-style-type: none"> ○ リポジトリに登録してあるコンテンツにCCを付けない場合、外形的には「そのコンテンツはリポジトリからはAIに収集させない」ということになってしまうのではないかと思いますので、それも踏まえて判断することになりそうと思います。 ● (出版社が指定するライセンスで著者最終稿をリポジトリに登録した場合を想定) 利用者がCCライセンスに基づいてその著者最終稿を利用した際、BYとして何を表示すれば(著者?出版社?)いいのかということが気になります ● 本学では、産学連携プロジェクトに携われたり、起業される研究者が比較的多い印章なのですが。それ以前に執筆し「CC BY-NC (ND)」をつけた(出版社につけられた?)、ご自身やご所属研究グループの研究論文やビデオ等が、産業に携わってしまうと再利用できない!という問題は起きないのかしら?と、気になっています。生データはリポジトリに登録しても、著作権がつけられないから、再利用可ですけれど…。 	
ある学術誌に発表された研究論文で、CC-XX等で公開されているケース	だれ? 原著者かな?		<ul style="list-style-type: none"> ● 著者-出版社間で特別な取り決めがない限り(=一般的な学術出版社の著作権規定において)、CCライセンスのある研究論文であっても著作権は出版社に帰属するものと理解しています。 <ul style="list-style-type: none"> ○ もし何も取り決めがなければ、著作権の帰属先は著作者である著者になります。投稿規定等に著作権の譲渡規定がある場合のみ、著作権の譲渡が行われて出版社が著作権者になります。 ○ ①著者がCCを宣言し、出版社がそのライセンスに基づいて出版する。②著者が出版社にcopyright transferし、著作権者となった出版社がCCを 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当たり前の些末時ではあるけど-SAついてたら同じライセンスにせんといかんということは業界として研修レベルで共通認識にしとかんといかんね

			<p>宣言し出版する。のいずれかで世の中は動いていて、仰るのは②、ということですかね→その通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①の場合（著作権が著者に残るケース）についても、著者の意思ではなく出版社の意向（投稿規定等）でCCライセンスの付与やその種類が指定されているケースが多い気がしますね。 ○ 著作権を譲渡していれば、出版社が著作権者になりますが、どんな契約をしているかは要確認なのではないか。 ● Taylorの場合：著者がオープンアクセス論文を出版する場合、著者は自分の作品の著作権を保持し、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを選択できるとある。著者は自分の作品の著作権を保持するとあるので、著者がリポジトリに好きなライセンスをつけて公開できそうな気がする。でもこちらの詳細では、” Same license used for secondary works” はNoとあるので、出版社がCC BYで公開しているPDFをそのライセンスに基づいてリポジトリで公開するという建付けだとライセンスは付与できなさそう。 ● 出版社のポリシーによっては、リポジトリでも同じCCを明示する必要がある。単純に出版社サイトの確認だけといえ、ただだから、手間はかかるが、簡単。自動でとってこれないか。 	
<p>紀要（論文単体でなく雑誌として） （リポジトリが一次公開先）</p>	<p>「〇〇大学文学部研究紀要」</p>	<p>紀要によって編集母体であったり原著者であったり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的に大きな障害はないと思いますが、紀要をブラッシュアップして学術雑誌に投稿するという一部の研究者にとって、ライセンス付きでより自由な流通をさせることは難色を示されるかもしれません。 ● 紀要は、機関リポジトリがオリジナルになるので、最も優先して、CCライセンス付与にとりくむべき。メリットとしては、CCBYにす 	<ul style="list-style-type: none"> ● 著作権者が編集母体であっても原著者であっても、とりあえずの相談先は編集母体です。ねきつと。いまは「よりOAらしいOA化」みたいな誘い文句が効き目ありそうだから

			<p>ることで、再利用が簡単になり、たとえばニュースに取り上げられるなど、注目が集まる。改変を嫌う著者の感情論をどう克服するかが課題。</p>	<p>らそれなりに成算期待できそう</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 紀要については、編集者が著者との間で、どのように合意するかが重要なので、それをサポートする。典型的なパターンが必要。
<p>学位論文 (リポジトリが一次公開先)</p>	<p>S. Sakai (1986). Interconnection Networks in Highly Parallel MIMD Computers</p>	<p>原著者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位論文のより自由な利用が推進されていくことについて、指導教員からの反応はちょっと気にかかるかもしれません。「審査結果の要旨」から、当該論文を誰が指導・評価したかが可視化されているので。あるいは博論のインターネット公開義務化の時点でそれらの懸念は既に通過しているのでしょうか？ ● 博士論文の本文にCCライセンスを付与しているところってあるのかと思ったのですが、立教はほぼCC BY-NC-NDを付与しているようですね。学位申請の手続きを読みましたが、博士論文のリポジトリ登録の申請書にはライセンスについての記述はなく、著者許諾をどのように取っているのか気になります。 <ul style="list-style-type: none"> ○ CC BY-NC-NDを付与しているというのはとても面白い事例ですね。博士論文の内容を出版することもありますので（その種の申し出を受けた際、本学では書籍出版流通から一定期間経過するまで本文非公開措置を取っています）NC-NDは著者にとって安心できるライセンスかもしれません。 ● 学位論文は、人文系の場合、そののち図書として出版する、という文化があるため、そこへの配慮が必要。インターネットでの公開が求められている要件であって、オープンアクセスとは書かれていないので、どこまでやるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学位申請手続きの過程においてリポジトリへの登録を願い出してもらう際の書式などに、公開ライセンスを選択してもらう欄を設けるとかでしょうか ● その解説別紙として使用できるようなコンテンツをJPCOARで作るか

<p>研究データ (リポジトリ が一次公開 先)</p>	<p>〇〇実験で 得られた× ×のX線CT データセッ ト</p>	<p>データに著 作権は生じ ないという 考え方が主 流</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「データに著作権は生じない」と言い切れないほど”研究データ”には種類があることには注意が必要です。写真や映像も研究データの形態ですが、一般的にこれらのコンテンツには著作権が発生すると考えられています。 だからこそ研究データとされているものは、CC0をつけることが推奨されると理解しています。(著作性が認められても認められなくても同様の取扱いにできる。CC BYなどをつけて著作性のないコンテンツを著作物と詐称してしまう作者側のリスクをなくす) 学术论文の根拠データなど、リポジトリが一次公開先ではない研究データの存在も想定されます。また、研究データについては著作権の譲渡契約は結ばれず、Zenodo, Figshare, github等の研究者個人アカウントに研究データが保存されており、出版社からは研究データ公開先のリンクが貼られているケースなどもあり、データに著作権がないという考え方に起因して誰が権利を持っているのかが(そもそも権利のあるなし等を含め)他のコンテンツ種別に比べて一層不透明になりそうな点が懸念されます。 	
<p>その他(※右 の例は教材) (リポジトリ が一次公開 先)</p>	<p>喜多一(2023). プログラミング演習 Python 2023</p>	<p>一応、原著者と仮定しましょう</p>	<ul style="list-style-type: none"> 紀要と同じく、基本的には大きな問題は生じないかと思います。 対象がソフトウェアの場合、Creative Commonsは非推奨で、他のソフトウェア用のライセンスを設定することが推奨されています。 教材については、授業の過程で利用する場合と通常の場合で、著作権の権利制限が違うことに注意が必要。リポジトリにのせるにはより厳密な処理が必要となることを、著作権者に理解してもらう必要がある。 教材の中でフリー素材など他者に権利のあるものを使用している場合、CCライセンスを付与していいのかというのはいつも迷います。 	

			<p>CCは本来、「他に追加的な制約を付与してはいけない」ことになっているので例外的なことは書けないですし、以下のFAQを見ても基本的にダメなのではという気がします、それを言ったら論文で引用している文章や図版も引っかけられる気がするのでよくわかりません。</p> <p>https://creativecommons.jp/faq/detail/#h9</p>	
--	--	--	--	--